

二〇二三年度法科大学院入学試験問題

小論文

注意事項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は一枚配付します。
- III 解答にあたっては、黒インクのボールペンまたは万年筆のいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック製消しゴムで消せないものに限ります）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。また、解答用紙欄外へ記入されているものは採点の対象としません。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、一行の場合には横線で消して、その次のマス目から書き直してください（余白には書かないで下さい）。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 解答は横書きで記入してください。
- VI 試験時間は六〇分です。
- VII 問題は八ページで一問です。

問題 次の文章を読んで、後の問いに答えなさい。

日本の伝統社会での成人儀礼と、現代の成人式を比較したときに、いくつかの相違点を見ることが出来る。まず、現在の成人式が年度内満二〇歳で行われているのに対して、民俗としての成人儀礼は数えて一三歳ないし一五歳という若い年齢で行われていることである。伝統社会では身体的に大人として成熟したときに、成人社会の一員として迎え入れていた。そして、伝統的な成人儀礼においては、男子は労働力としても社会人としても一人前であることの証明をするために一定の試練を課していたことである。登山や旅はその典型であるが、他にも「一定の重さの「力石」ちからいし」をもちあげられること」や「一定の広さの田畑を耕作できること」などの基準を設けている事例もある。現代の成人式においては、この試練の部分はなく、成人になったことを祝福する意味のみが残っている。また、現代の成人式では、服装において女子が和装が多いという点を除けば、男女による成人儀礼の差はほとんど見られない。

そして伝統的な成人儀礼は家族や狭い共同体の中において行われていたのに対して、現代の成人式は地方自治体という公的組織によって主催されていることである。そのため、民俗としての成人儀礼は、その年齢が本人の成熟や共同体によって異なるのに対して、戦後の成人式は民法が規定した成人年齢である満二〇歳を基準として行われてきた。

明治の近代化とともに、近代国家制度である学校と軍隊とが成人年齢を規定することになる。一八七三（明治六）年に制定された徴兵令においては「徴兵ハ国民ノ年甫はらメテ二十歳ニ至ル者」とされ、満二〇歳が徴兵年齢とされた。成人年齢を初めて規定した一八七六（明治九）年の太政官布告第四一号においては「自今満式拾年ヲ以テ丁年ト相定候」とされた。「丁年」とは成人年齢の意味である。満二〇歳を成人年齢とした理由については、当時のフランス民法を参考にした（ただし、フランス民法で成人は二一歳）という説が有力である。その後、一八九六（明治二九）年に制定された民法で「満二十年ヲ以テ成年トス」（第三条）と定められた。これにより「成人＝満二〇歳」が確立した。教育社会学者の広井多鶴子によれば、このときから行政での年齢は誕生日に加齢とする満年齢が用いられる。一方、庶民の間では正月元旦に加齢する「数え」が広く

使用されていて、元服や若者組への加入行事は数え年齢で行われていた。明治から昭和四〇年頃までは、年齢の数え方に二重の基準が存在していた。

第二次大戦以前の日本において、庶民にとって「成人」が意識されたのは民法（一八九六年制定）よりも、徴兵制度であった。特に、一九二七（昭和二年）の兵役法の公布によって実施された徴兵検査（壮丁検査）には実質的な意味があった。徴兵検査で体格については、「現役に適する者は身長一・五五メートル以上にして身体強健なる者とす」とし、これを甲種・乙種とし、現役には適さないが国民兵に適する者は「身長一・五五メートル以上にして身体乙種に次ぐ者及身長一・五〇メートル以上、一・五五メートル未満の者」で丙種に、兵役に適さない者は身長一・五〇メートル未満の者および疾病等のある者とし、丁種と規定されている。甲種で合格することは一人前の成人としての名誉を得ると同時に、近い将来に兵役という重い義務を負うことを意味した。戦後、成人式が導入されるに当たって、戦前の徴兵検査が想起されるとして、これを批判したり揶揄したりする意見があった。

〈中略〉

二〇二〇（令和二）年現在の日本の法令では、……成人としての権利は一八歳から三〇歳までに段階的に獲得される。……一八九六年に制定された民法は「成年」を満二〇歳として規定した。成人年齢が満二〇歳であるというときの根拠は、この民法の規定によっている。一九四八（昭和二三）年に制定された現行の少年法では、「少年」とは、二十歳に満たない者」（第二条）としている。飲酒と喫煙については、それぞれ「未成年者飲酒禁止法」「未成年者喫煙禁止法」という法律があり、満二〇歳未満の者の飲酒と喫煙を禁じている。競輪、競馬などのいわゆる公営ギャンブルにおいても、車券、馬券の購入は二〇歳以上でなければならない。

一方、一八歳を「成人」として規定している一連の法律がある。児童福祉法は「児童」を一八歳未満と定義している。労働基準法も「年少者」を一八歳未満としている。選挙権年齢については、一九五〇（昭和二五）年の公職選挙法に二〇歳以

上と規定されていたが、二〇一五（平成二七）年の公職選挙法改正により一八歳に引き下げられた。憲法改正の手続きを定めた国民投票法でも、二〇一八（平成三〇）年六月以降は一八歳以上の者に投票権が与えられた。

このように、戦後長きにわたって成人年齢に一八歳と二〇歳と二つの基準が併存していた。このことをめぐって従来から問題点が指摘されていた。たとえば、二〇一五（平成二七）年の公職選挙法の改正では、一八・一九歳の未成年が選挙違反をした場合に、少年法の適用を受けるのかどうか議論になった。結局、当分の間の特例措置として選挙犯罪については少年法の適用から除外することとなった。法の整合性という観点からは、すべての法律で成人を同じ年齢で規定することが望ましい。なお、二〇歳になっても成人としてのすべての権利が保障されるわけではない。一八歳で選挙権を行使できても、参議院議員に立候補するまでには一二年も間隔があいている。被選挙権年齢の引き下げは、今後の公職選挙法改正の議論の焦点となっている。

成人年齢引き下げの議論は「一八歳選挙権」の実現という課題から始まった。一九九九（平成一一）年に『朝日新聞』『日経新聞』が社説や論説で一八歳選挙権を取り上げた。二〇〇〇（平成一二）年一月には小渕恵三首相の私的諮問機関である「21世紀日本の構想」懇談会」が、選挙権の引き下げに言及した。同年六月の衆議院選挙では、民主、公明、共産、社民の各党が一八歳選挙権を公約に加えている。

民間レベルでは、二〇〇〇（平成一二）年五月に一〇代・二〇代の若者により「NPO法人 Rights（ライツ）」が結成された。彼らは、選挙権・被選挙権年齢の引き下げと、政治教育・シティズンシップ教育の充実をめざして活動した。活動の中心は未成年による模擬投票で、その活動は二〇〇六（平成一八）年に模擬選挙推進ネットワークに引き継がれた。筆者は、二〇〇一年二月一四日付の『朝日新聞』に「成人年齢18歳」で参加社会に」と題して投稿した。当時、成人式が「荒れる」ことが問題となっていて、筆者は「成人年齢の二〇歳が人生の区切りにならない年齢であり、これを高校卒業年齢の一八歳に引き下げることの必要性」を主張した。

一八歳選挙権の課題が現実のものとして議論されたのは、二〇〇六（平成一八）年の年末からである。憲法改正のための

手続き法である国民投票法案の審議に当たって、将来、一八歳選挙権や一八歳成人を実現することを条件に与野党が法案の成立に合意したからである。国民投票法は二〇〇七年五月に成立し、三年以内に一八歳選挙権などを実現することが附則に加えられた。

こうした動きを受けて、成人年齢引き下げの是非を審議していた法制審議会は、二〇〇九（平成二二）年一〇月に「選挙権が一八歳に引き下げられるならば、民法の成人年齢も引き下げるのが妥当」とする答申を出した。当時は一八歳選挙権の実現を積極的に訴えていた民主党の政権であったにもかかわらず、一八歳への選挙権年齢の引き下げ問題は店ざらしにされた。再び自民党・公明党による政権交代が行われ、二〇一四（平成二六）年六月に国民投票法の一部を改正する法律が成立した。その中で、四年後の二〇一八年六月に一八歳以上の者が国民投票に参加できることが規定された。こうした経緯のほか、二〇一五（平成二七）年六月に選挙権年齢を一八歳以上とする公職選挙法改正案が全会一致で成立した。国政では二〇一六（平成二八）年六月の参議院議員選挙から一八歳以上の者が投票に参加することになった。

二〇一八（平成三〇）年には、成人年齢を一八歳に引き下げよう民法が改正された。民法が改正されても、施行日まで三年の期間が設けられることになり、二〇二二（令和四）年度から成人年齢が一八歳に引き下げられることになる。……飲酒・喫煙、年金、運転免許などに関する法律は、今のところ対象年齢見直しの検討対象とはなっていない。

ここで、そもそも「成人」とはどのようなことなのか、何歳をもって「成人」としてきたかを改めて問う必要がある。二〇世紀前半、昭和初期の日本社会では子どもから大人への移行期間は短かった。身体的な成熟は女子の初潮、男子の精通をもって測れるが、当時は推定で一三〜一五歳であった。戦前の実質的な成人式とも言える青年団への加入式は数えて一五歳が多く、改正前の民法では女子は一六歳で結婚することができた。すなわち、身体の成熟と社会での成人の認知はほぼ一致していたのである。

戦後、産業が成長し技術が進歩するとともに高学歴化が進んだ。二〇〇〇年代になると民法の成人年齢である二〇歳の時点で、七割の若者は在学していて、経済的に自立していないという事態となった。会社や役所で「一人前」と認められるの

は概ね二〇代後半から三〇歳前後であり、結婚の平均年齢も三〇歳前後となっている。一方、身体的な発達は早まっているので、子どもから大人への移行である青年期は一〇代前半から三〇歳前後までおよそ二〇年に及ぶことになった。

青年期が延長されたこととともに、「成人モデル」が多様化したことも、成人年齢を一律に規定することを困難にしている。一九七〇年代までは「男であれば卒業後、就職して結婚すれば一人前」「女であれば二五歳までに結婚して子どもをもうける」ということが日本社会の一般的な通念であった。一九八〇年代に入って男女雇用機会均等法の制定などにより「男は仕事、女は家庭」というそれまでの常識が覆された。これにより、とりわけ女性には学校教育終了後、「就職するかしないか」「結婚するかしないか」「結婚しても働くか働かないか」「子どもをつくるかつくらないか」「子どもがいても働くか働かないか」など、人生にさまざまな選択肢が生まれることになる。このように大人社会の側も「完成した成人モデル」を示すことが困難となった。子どもから大人への移行が一〇代前半から三〇歳前後までと長期化するのみならず、成人モデルが多様化したことが、法制度的に成人年齢を一律に規定するための議論を一層困難にしてきた。

右肩上がりの経済成長が止まり、終身雇用制が崩れた一九九〇年代からは大人と子どもの関係性が大きく変化する。「完成した成人モデル」を大人社会が提示できなくなるなか、大人社会が指し示す従来の価値に対して子どもたちが疑問を抱くようになる。従来の価値を提示し続ける学校教育を拒否する「不登校」が続出して、社会問題となる。学校教育も「画一的な成人モデル」ではなく「多様な個性を尊重」する時代となり、教育方法としても完成した大人を目指す「指導」から、それぞれの個性を伸ばす「支援」へと大きく転換が求められた。大人の権威が失われるなかで、「権威者」である市区町村長や講演者が一方的に「論す」タイプの成人式に対して拒否反応が示されて、「荒れる成人式」の一因となったのである。

〈中略〉

「荒れる成人式」についてはその要因を分析した論文が三点ある。社会学者の小針誠は「「荒れる成人式」考」の中で、「公共圏」と「親密圏」の変容が原因であると分析する。一九六〇年代までは国家や地域社会の主導のもとで「公共圏」が

形成されて、個人はその中に埋没せざるを得なかった。しかし、一九七〇年代以降、公共圏に対して親密圏が力を得て、公共圏が後退した。一九九〇年代には公共圏の存在自体が過去の「幻想」となり、「個性」や「自分らしさ」を大切にすることを至上価値とする若者によって公共圏が無化してしまった。そのため、成人式の式典が始まって会場に入らない、携帯電話を使用する、私語をやめない、などの親密圏内で起きていた現象が起き、成人式という公共圏で行われている制約を無視させることになったと分析する。

歴史研究者の朝木絵は「荒れる成人式」に関する歴史的考察の中で、特に沖縄での成人式に注目する。二〇〇一（平成一三）年から続いていた「荒れる成人式」は二〇〇〇年代後半には全国的には終息に向かう。ところが、沖縄では二〇〇九（平成二二）年になっても新成人が逮捕されるような事件が続いている。沖縄の成人式の「荒れ」には、成人式が本来であれば大人という社会を支える存在になることを自覚する行事であったにもかかわらず、近年は形骸的な娯楽行事になってしまった、という背景がある。暴れる新成人にとっては、暴れはあくまで自分たちの「伝統」を守る行為である。政府や自治体は成人式の「伝統」が何であるかを明らかにしてこなかった。暴れる新成人は、沖縄の泡盛を用いた「鏡割り」や、那覇市の国際通りを舞台とする「練り歩き」によって、沖縄という地域性に富んだアイデンティティと帰属意識を表現している。これらの帰属意識の源は、沖縄の伝統文化であり、地元の中学という地域性である、と分析する。沖縄での「荒れ」には沖縄独自の特殊性が見られると同時に、成人式の本来の目的と現実との乖離という点や、自らのアイデンティティと帰属意識を「地元中学」に求めている、という共通項を見いだすことができる。

社会学者の森真一は『日本はなぜ諍いの多い国になったのか——「マナー神経症」の時代』の中で、実際に成人式で暴れた三人の語りからいくつかの特徴を見いだしている。彼らは大学に行かなかった自分を「落ちこぼれ」と位置づけている。にもかかわらず、自分たちは大学生に対して優位にあると考えている。「度胸がよい」「権威を怖れない」「決断したことはきちんとやる」などである。しかしながら、日本社会は大学生を「落ちこぼれ」より優遇していて、自分たちは劣等感を抱かされている。成人式は大学生中心であり、自分たちは目立たなくなっている。

……成人式はもともとは「勤労青年」中心の行事であった。一八歳人口の高等教育機関（大学、短大、専門学校）進学率が

五割を超えるのが一九七八（昭和五三）年である。すなわち、成人式対象人口でいえば、一九八〇年代には勤労青年と在学青年の人数が逆転している。成人式の多様化、浮遊化はこの時期から起きている。世間が若者を大人と認めるひとつの要件は「自活していること」であろう。大多数の大学生は親からの経済的支援によって生活し勉学していて、二〇歳の時点で「成人」としての自覚はもちにくい。そのため成人式の意義も感じにくく、いきおい成人式は「同窓会」であり、「晴れ着」披露の場として認識されたのである。

森が事例としてあげた三人の若者は勤労青年であり、自分たちは大学生に対して「自活している」という点でも優位性を認識していたであろう。にもかかわらず、二〇〇〇年の時点では在学青年が七割に達していて、二〇歳時点で勤労している若者は三割以下である。本来勤労青年のために行われた成人式ではあったが、この時期に数的優位に立つのは大学生であった。成人式で暴れた若者たちは、成人式を無くすことを目的とはしていない。むしろ自分たちの「舞台」であり「出番」であるべき、ということを屈折して表現したのである。もしお祭りであれば、酒を飲んで多少暴れても「無礼講」ということで容認されたであろうからである。

〔田中治彦『成人式とは何か』（岩波書店、2020）より ※一部本文の引用順序を変更している〕

〔問〕 筆者は、現代社会における成人モデルの多様化を指摘しています。そのような指摘を踏まえた上で、何をもって「現

代社会における成人」に至ったと考えるべきか、あなたの意見を八〇〇字以内で述べなさい。